

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の申請について（2次募集）

日本学生支援機構を通して給付される『学生支援緊急給付金』は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っている学生が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどにより学生生活の継続に支障をきたす場合が対象です。

申請希望者は、「申請の手引き（学生・生徒用）」を十分に確認のうえ、以下のとおり申請してください。

■申請方法

- ①本校ホームページより 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用) をダウンロードし、支給対象者の要件を満たしているか等をよく確認する。
- ②支給対象者の要件を満たしている場合は、<様式1>申請書と<様式2>誓約書（どちらもWord版とPDF版があります）をダウンロードしプリントアウトのうえ必要事項を記入する。
- ③他の必要書類*とあわせて、(専)京都中央看護保健大学校 事務所 宛に郵送もしくは持参する。
*必要書類については、上記「申請の手引き（学生・生徒用）」内（P.7）に説明があります。

■申請書類郵送先

〒601-8036 京都府京都市南区東九条松田町 138-1 (専)京都中央看護保健大学校 事務所
<注意> 申請書類を郵送する場合は、封筒の表面に「学生支援緊急給付金」申請書類在中 と記入し、簡易書留もしくはレターパック封筒等を利用し、郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。(スマートフォン等による電子申請は、受け付けていません。)
事務所に持参する場合は、連絡箱等は使用せず職員に手渡してください。

■申請期限 2020年7月17日（金）書類必着

証明書等が間に合わない場合は、期限までに担当にご連絡ください。

■留意事項

- ・申請にあたっては、上記「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）を必ず熟読し趣旨および内容をご理解ください。
- ・国より各校に対し推薦枠が配分されます。支給対象の要件を全て満たしている者を学校が推薦すると定められており、配分された推薦枠数を超える申請があった場合等には、採用されない可能性があります。
- ・給付金の申請及び問い合わせは、学生本人がしてください。
- ・必要に応じて申請時に、担当者から学生本人に、ヒアリングをすることがあります。
- ・支給後に申請書類に虚偽があった場合は、全額返金しなければなりません。

(専)京都中央看護保健大学校 / 担当：若林 (Tel.075-661-9999)

受付時間 9時00分～17時00分（土曜・日曜・祝日を除く）